

地域包括支援センターの運営状況・運営方針等について

(京都市地域包括支援センター運営協議会資料)

1 平成21年度実績について

- (1) 相談件数
- (2) 地域包括支援センター運営協議会（区・支所運営協議会）
- (3) 地域ケア会議 <地域包括支援センター主催>
- (4) 養護者による虐待について

2 平成22年度運営方針について

3 平成22年度地域包括支援センターの体制等について（案）

4 地域包括支援センター地域連携支援事業について（案）

5 介護予防安心住まい推進事業について（案）

1 平成21年度実績について

(1) 相談件数

	相談件数				相談人数	
	(延べ)	相談内容別件数(延べ)a	うち、介護予防 b	(%) b/a*100	(延べ)	うち、虐待相談
4月	19,056	22,656	11,909	52.6	8,576	98
5月	18,189	20,972	11,182	53.3	8,184	102
6月	20,196	23,920	12,643	52.9	8,799	103
7月	19,425	23,702	12,664	53.4	8,749	84
8月	19,738	23,509	12,322	52.4	8,659	93
9月	19,274	23,631	12,720	53.8	8,622	81
10月	20,588	24,057	12,781	53.1	9,403	104
11月	18,074	21,291	11,242	52.8	8,636	81
12月	19,901	23,038	12,483	54.2	9,048	87
累計	174,441	206,776	109,946	53.2	78,676	833

(2) 地域包括支援センター運営協議会（区・支所運営協議会）

開催状況	
18年度	43回
19年度	41回
20年度	42回
21年度（12月末現在）	27回

- ・ 地域包括支援センターの活動報告，関係者間の情報共有等を実施

(3) 地域ケア会議 <地域包括支援センター主催>

開催状況	
18年度	320回
19年度	297回
20年度	333回
21年度（12月末現在）	221回

- ・ 主に学区単位で実施（左京区と伏見区は，圏域単位で実施）
- ・ 61センター中，58センターで第1回目を開催済み（95.1%）（21年度12月末現在）
- ・ 178学区中，114学区で第1回目を開催済み（56.2%）（21年度12月末現在）
 ※圏域で開催している左京区と伏見区の学区は除く
 （左京区は7センター中7センター，伏見区は6センター中5センターで開催済み）
- ・ 主な構成メンバーは，地域包括支援センター，支援（支援保護）課，民生・児童委員，老人福祉員，社協など

(4) 養護者による虐待について

		19年度	20年度	平成21年4月1日～12月31日			
				地域包括C	区役所・支所		
1	相談・通報件数	378	389	305	226	79	
	虐待認定内数	302	295	234	167	67	
2	通報者等 (重複可)	被虐待者本人	46	53	41	31	10
		家族・親族	63	42	41	34	7
		職務上知り得た者	242	252	200	145	55
		その他(一般市民)	71	84	59	42	17
		小計	422	431	341	252	89
3	虐待の種別 (重複可)	身体的虐待	198	191	160	110	50
		介護等の放棄等	81	85	57	41	16
		心理的虐待	42	116	94	73	21
		性的虐待	1	2	2	2	0
		経済的虐待	84	75	61	51	10
		小計	406	469	374	277	97
4	被虐待者の性別	男	63	77	70	51	19
		女	241	221	165	117	48
		不明	0	0	0	0	0
		小計	304	298	235	168	67
5	居住状況	虐待者と同居	244	246	197	136	61
		虐待者と別居	49	41	33	27	6
		その他	9	8	4	4	0
		小計	302	295	234	167	67
6	虐待者の続柄 (重複可)	夫	48	61	53	38	15
		妻	20	16	22	14	8
		息子	124	123	81	52	29
		娘	61	55	40	32	8
		その他	59	55	51	41	10
		小計	312	310	247	177	70
7	対応状況 (重複可)	事実確認	338	355	285	211	74
		措置入所等分離による保護	110	110	102	40	62
		面会の制限	3	13	11	5	6
		立入調査	0	0	0	0	0
		養護者の指導・助言	61	54	47	31	16
		権利擁護に関する対応	33	15	18	11	7
		小計	545	547	463	298	165

※ 養護者とは、高齢者を現に養護するものであって養護施設従事者等以外の者を指す

※ 長寿すこやかセンターの相談・通報件数は区役所・支所に計上

2 平成22年度運営方針について

平成22年3月
京都市保健福祉局
長寿福祉課

平成22年度地域包括支援センター運営方針

1 基本方針

(1) 地域におけるネットワークの構築・支援

今後さらなる進展が見込まれる超高齢社会においては、高齢者の安心・安全を脅かす様々な状況が想定されることから、地域内の社会資源を有機的に組み合わせて対応する地域包括ケアが肝要となる。市内76の日常生活圏域のなかで、高齢者個々のニーズに応じて、医療・介護・福祉等の様々なサービスが適切に提供できるような体制を構築するとともに必要な支援を行う。

(2) 介護予防事業の推進

介護予防は、地域住民の健康づくり、社会参加につながるものであり、地域における促進を図る必要がある。地域包括ケアの中核機関として、介護予防の普及啓発及び特定高齢者の把握・ケアマネジメントに積極的に取り組むとともに、総合的な介護予防の取組を展開している地域介護予防推進センター等への強力な連携・支援を行う。

(3) 権利擁護に関する連携・支援

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送るために、困難な状況に陥った高齢者に対しては、専門的・継続的な視点からの救済・支援の手が差し伸べられなければならない。高齢者虐待等の個別ケースに適切に対応するとともに、常日頃から早期発見、発生予防に取り組む。

2 重要取組事項

(1) 地域におけるネットワークの構築・支援

- ア 地域ケア会議の定期的な開催と関係者の資質向上支援
- イ 地域のニーズに応じた各種ネットワークの構築・支援
- ウ 医療機関との連携体制の構築
- エ 介護支援専門員のネットワークの構築・支援

(2) 介護予防事業の推進

- ア 介護予防の普及啓発
- イ 地域介護予防推進センター等との連携
- ウ 多様な経路からの特定高齢者の早期発見・早期対応
- エ 個別性や個性を重視した適切な介護ケアマネジメントの実施

(3) 権利擁護に関する連携・支援

- ア 高齢者虐待や困難事例に関する連携・支援
- イ 認知症高齢者等及びその家族への支援
- ウ 高齢者虐待等の早期発見、発生予防の取組

3 平成22年度地域包括支援センターの体制等について（案）

（1）体制の考え方

高齢者人口	3千人未満		3千人～6千人		6千人～8千人	8千人以上
単身世帯数	950世帯未満	950世帯以上	1,900世帯未満	1,900世帯以上	2,500世帯未満	2,500世帯以上
18年度	2名		3名			
19年度	2名		3名		4名	
20年度	2名	3名		4名		
21年度	2名	3名		4名		
22年度	2名	3名		4名		5名

（2）委託料

人員体制	箇所数	基本委託料	介護予防普及啓発委託料	特定高齢者ケアプラン新規作成実績払
2名	1	10,500,000	300,000	1ケアプランあたり4,400円（※）
3名	41	15,500,000		
4名	18	20,500,000		
5名	1	25,500,000		

※介護報酬の改定に伴い、特定高齢者ケアプラン新規作成加算を1件あたり4,000円から4,400円に増額する。

4 地域包括支援センター地域連携支援事業について（案）

（1）趣旨

本市においては、高齢者の増加に伴い、地域包括ケアの拠点として地域包括支援センターに寄せられる期待はますます大きくなっている。今後、地域包括支援センターを中心に、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者等を適切な支援へ繋げるための地域でのネットワークの構築を図るため、国の経済危機対策（緊急雇用創出事業[※]）を活用し、地域包括支援センターにおける体制強化を図る。

※ 緊急雇用創出事業

国からの交付金により都道府県に基金を造成し、非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対し、短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業を実施する。

— 1名につき最長1年間（平成23年度末 事業終了）

（2）内容

地域包括支援センターに配置されている専門職員が、地域連携に資する業務や総合相談支援業務等に集中して従事できる環境を作るため、利用者に関する情報整理等、専門職員の業務を軽減するための事務を行う職員を各センターに1名配置する。

- 雇用期間は最長6箇月とし、1回に限りその期間を更新できるものとする。
- 事務職員の配置に当たっては、失業者から新規に雇用するものとし、募集に当たっては、職業安定所への求人申込のほか、直接募集等においても募集の公開を図る。
- 新規雇用の際、本人に失業者であるか否かの確認を行う。

（3）事業費総額

139,300千円（~~21~~69,700千円）

（4）実施方法

委託事業として実施する。

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間、事業実施に伴う事務職員の雇用実績に応じ、一日当たり8,500円支払うものとする。

5 介護予防安心住まい推進事業について（案）

（1）趣旨

要支援又は要介護状態となるおそれのある高齢者（以下、「特定高齢者」）の生活機能の維持向上及び転倒事故防止のため、住宅改修に係る費用の一部を補助することで、高齢者の福祉の増進を図る。

（2）内容

特定高齢者が居住する住宅において、住宅改修に係る費用の一部を補助する。

（3）制度対象者

特定高齢者（65歳以上で、要介護状態等になるおそれがある高齢者）で市民税非課税世帯

（4）助成内容

住宅改修に係る助成 2 / 3 助成額上限 16 万円（対象工事費上限 24 万円）
（住宅改修経費の負担割合について、京都市 2 / 3，利用者 1 / 3 の負担とする。）

（5）支給方法

償還払い

工事終了後に事業利用者が一旦費用の全額を負担した後、自己負担分（1 / 3）を除く 2 / 3 を市から支給する。

（6）実施方法

対象者から住宅改修の相談・依頼があれば、担当地域（学区）の地域包括支援センターで相談内容を確認し、申請手続きの説明を行う。

（7）事業開始

平成 22 年 4 月